霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月7日提出霧島市長 中 重 真 一

## 霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例(平成17年霧島市条例第75号)の一部を次のように改正する。 別表第1中第86項を第89項とし、第72項から第85項までを3項ずつ繰り下げ、第71項 の次に次の3項を加える。

72 法第87条の2第1項の規定に基づく用	1件につき27,000円
途変更を 2 以上の工事に分けて行う建築	
物に関する特例の認定の申請に対する審	
查	
73 法第87条の2第2項の規定に基づく用	1件につき27,000円
途変更を2以上の工事に分けて行う建築	
物に関する特例の変更認定の申請に対す	
る審査	
74 法第87条の3第5項の規定に基づく興	1件につき121,000円
行場等の用途変更に関する制限の適用除	
外に係る許可の申請に対する審査	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## (提案理由) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) の改正により、建築物の用途変更に係る認定及び 許可制度が創設されたことに伴い、当該認定及び許可に係る申請手数料について規定する ため、本条例の所要の改正をしようとするものである。